

付 議 第 2 号

高知県児童生徒表彰規則の一部を改正する規則議案

高知県児童生徒表彰表彰規則（平成11年教育委員会規則第4号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則第2条第3号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3）規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教 育 委 員 会 規 則

高知県児童生徒表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年 月 日

高知県教育長 伊藤 博明

高知県教育委員会規則第 号

高知県児童生徒表彰規則の一部を改正する規則

高知県児童生徒表彰規則（平成11年高知県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「その他」を「教育活動」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

対 照 表

旧

高知県児童生徒表彰規則（抜粋）

（表彰の区分）

第2条 表彰は、高知県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校若しくは特別支援学校若しくは高等専門学校（1年次から3年次までに限る。）の児童生徒又はこれらの者の団体を対象に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める内容について行う。

- （1） 善行の部 社会の称賛を受け、他の児童生徒の模範となる善行のあったもの
- （2） ボランティアの部 学校又は地域社会の福祉等のため、他の児童生徒の模範となる活動のあったもの
- （3） 芸術の部 芸術面の活動で特に功績が顕著なもの
- （4） 文化の部 学校、家庭又は社会生活の中で、文化又は科学の分野に特に功績が顕著なもの
- （5） スポーツの部 スポーツ活動で特に功績が顕著なもの
- （6） その他の部 前各号に掲げるもの以外のもので、特に功績等が顕著なもの

対

旧

新

高知県児童生徒表彰規則（抜粋）

（表彰の区分）

第2条 表彰は、高知県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校若しくは特別支援学校若しくは高等専門学校（1年次から3年次までに限る。）の児童生徒又はこれらの者の団体を対象に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める内容について行う。

- （1） 善行の部 社会の称賛を受け、他の児童生徒の模範となる善行のあったもの
- （2） ボランティアの部 学校又は地域社会の福祉等のため、他の児童生徒の模範となる活動のあったもの
- （3） 芸術の部 芸術面の活動で特に功績が顕著なもの
- （4） 文化の部 学校、家庭又は社会生活の中で、文化又は科学の分野に特に功績が顕著なもの
- （5） スポーツの部 スポーツ活動で特に功績が顕著なもの
- （6） 教育活動の部 前各号に掲げるもの以外のもので、特に功績等が顕著なもの

令和3年度高知県児童生徒表彰

表彰の区分における部門名の変更について

1 改正の理由

現行の「その他の部」の受賞者は、「善行、ボランティア、芸術、文化、スポーツ」の各部門の受賞対象としては該当しないもので、同等に功績が顕著であるものを表彰する部門である。

しかし、難関とされる資格検定に合格している実績、あるいは組織（学校全体、学年全体、各科全体など）として努力を重ね、そのうちの数名が団体として表彰された実績（学校表彰に値する実績）といった功績が顕著である受賞に対し、現行の「その他」という表現の名称で表彰するのは、少し功績を軽んじた捉えとなるのではないかという意見があり、検討を求められた。

2 対応

- 従来の「その他の部」において受賞となっている内容の、功績にあった部門名として変更する。それに伴い、第2条の一部及び同条第6項の一部を改正する。

3 部門の名称について（案）

○ 教育活動の部

- ・ その他の部以外の部門「善行、ボランティア、芸術、文化、スポーツ」以外の教育活動の功績を評価する部門であることから、「その他」といった具体性に欠ける部門名ではなく、その顕著な功績が軽んじられないような部門名とした。また、受賞者や推薦者も受け入れやすい部門名が良いと考える。

なお、今回、改訂する部門名については、その他の部以外の部門「善行、ボランティア、芸術、文化、スポーツ」より価値ある賞として捉えられないようにすることについても配慮した。（各部門が同じ価値であること）